

奈良県告示第百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成二十七年七月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（平成二十七年六月二十四日現在の地番による。）

香芝市北今市五丁目五三九番一、五四二番一、五四二番二及び五四二番四の各一部

二 申請者氏名 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本達雄

三 申請者住所 滋賀県守山市梅田町一五番九号

四 道路の幅員 四・三〇メートル

五 道路の延長 二六・七二メートル

六 指定年月日 平成二十七年七月三日

七 指定番号 高土第二六〇六号